

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第44号

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例

新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第5号」の次に「，第6号（当該市営住宅の一部に限る。）」を加える。

別表第1 シルバーハウジング早川町住宅の項の次に次のように加える。

汐見台住宅	新潟市中央区汐見台
小針住宅	新潟市西区小針藤山
小針ヶ丘住宅	新潟市西区小針西1丁目
小針西住宅	新潟市西区小針西2丁目

別表第1 平和台住宅の項の次に次のように加える。

石山第1住宅	新潟市東区東中島1丁目
石山第2住宅	新潟市東区東中野山3丁目及び4丁目

別表第4 シルバーハウジング早川町住宅駐車場の項の次に次のように加える。

汐見台住宅駐車場	新潟市中央区汐見台	3,300円
----------	-----------	--------

別表第4 平和台住宅駐車場の項の次に次のように加える。

石山第1住宅駐車場	新潟市東区東中島1丁目	4,600円
石山第2住宅駐車場	新潟市東区東中野山3丁目	4,600円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第30条第2項の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日

(準備行為)

- 2 汐見台住宅，小針住宅，小針ヶ丘住宅，小針西住宅，石山第1住宅，石山第2住宅，汐見台住宅駐車場，石山第1住宅駐車場及び石山第2住宅駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても，行うことができる。